畜産物を輸出するために必要なこと

協議先国・品目の選定

輸出見込み等を踏まえ て優先的に協議すべき 国・品目を明確化 輸出解禁協議

・家畜衛生に関する協議

- 食品衛生に関する協議
- 輸出条件の設定

輸出解禁

二国間の合意内容に基づ

き、①輸出条件、②施設

の認定手続、③衛生証明

書の発行手続等を規定

取扱要綱を公表

施設認定

取扱要綱に従って認定 相手国による査察を求 められる場合もあり

生産・輸出

- 輸出者は、取扱要綱に従って生産※し、衛生証明書の発行を受ける。
- 相手国が求めている場合は、 動物検疫所において輸出検 査を受け、輸出検疫証明書 の交付を受ける。

※ 要綱に定められている条件以外にも、相手国の定める規制を満たす必要 (HACCP、食品添加物、食品表示、放射性物質、残留物質モニタリング、ハラール等)

- 輸出解禁に向けた協議は、<u>輸出促進法</u>に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出 の促進に関する基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に従って、<u>農林水産業及び</u> 食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目から優先的に協議を実施。
- 〇 うち、<u>家畜衛生に関する協議</u>を動物衛生課で担当。輸出先国の制度に従いリスク評価を受け、日本の清浄性を認めてもらう必要。対象となる疾病は、国際獣疫事務局(WOAH)が通報対象と定める家畜の伝染性疾病(口蹄疫、BSE、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ)が中心。
- 解禁後も、上記の<u>伝染性疾病が発生</u>すると<u>相手国から輸入停止措置</u>を受けるため、清浄化後に輸出再開に向けた協 議を実施。影響を軽減するため、輸出先国との間で<mark>地域主義</mark>の適用についても協議。



疾病発生国であっても、疾病が発生している地域 だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認め られる地域からは輸入を認めるという概念

国∙地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳·乳製品
アジア	香港	0	0	0	0	0
	台湾	O*			0	0
	中国	•		•	•	•
	韓国	•			0	0
	タイ	0	0			0
	インドネシア	0				•
	フィリピン	0			•	0
	マカオ	0	0	0	0	0
	ベトナム	0	0	0		0
	ミャンマー	0				
	シンガポール	0	0	0	0	0
	マレーシア	0				0
4F/I/	米国	0			0	0
北米	カナダ	0				0
+5+111	豪州	0				0
太洋州	ニュージーランド	0				0
	メキシコ	0				
⇔ ±₩	ブラジル	0				
中南米	アルゼンチン	0				
	ウルグアイ	0				
中東	アラブ首長国連邦	0	0		•	0
欧州	EU及び英国	0		0	0	0
その他	ロシア	0		•	•	0

○:解禁済み●:協議中

※:月齡制限撤廃協議中

69

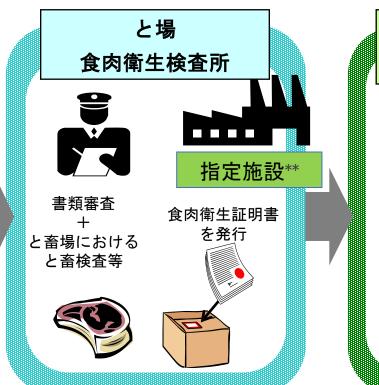
港・空港

動物検疫所

- 具体的な手続・証明書様式等は、各国・品目により異なっており、輸出・国際局が公表している 「取扱要綱」を確認のこと。
- 一般的な食肉の輸出手続は以下のとおり。



について証明が求められている場合、 家畜保健衛生所による確認が必要



** 施設指定要件がある国・地域へ の輸出の場合、当該国・地域向け に指定された施設(と畜場/食肉処 理場)である必要

書類審查 輸出検疫証明書 を交付 現物検査

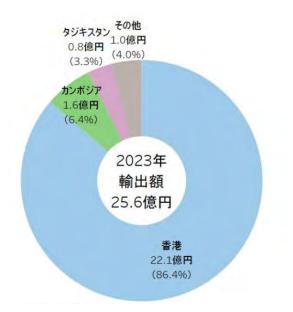
★畜産物の種類や相手国の規則によっては、食肉衛生証明書や輸出検疫証明書を要さない場合もあり。その場合、不要とされる段階の検査 は実施されない。

- 1 従来、高病原性鳥インフルエンザが発生すると、輸出相手国との協議が終わるまで日本全国の鶏卵・鶏肉の輸出を一時停止しなければならなかったが、輸出額の大部分を占める香港等と協議し、2023年シーズンから、香港等に対しては日本全国からの輸出を一時停止することなく、非発生県からの輸出を継続できることとなった。
- 2 発生県からの輸出再開については、清浄地域に復帰*以降、順次、相手国との協議を実施。 なお、協議の結果、2023年シーズンから香港・ベトナム・米国・マカオ向けについて、輸出再開日 に関わらず、清浄地域に復帰した日に遡って、同日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸 出が可能となった。

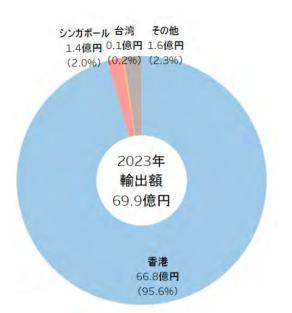
【鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2023年)】

* 防疫措置完了から28日経過した日

〈鶏肉〉



〈鶏卵〉



動物衛生に関する情勢

- 国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。
- これを受け、家畜伝染病予防法を改正する等、動物衛生体制を充実。

	これを支げ、多曲仏未納予防広を成正する寺、動物博士体制を九夫。 					
年	国内	海外				
1992(H4)	WOAH東京事務所の開設。	英国での牛海綿状脳症(BSE)発生数がピーク。 英国で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)H5N1発生。				
1996(H8)	豚熱撲滅体制確立対策事業開始。	英国でBSEが人に感染源となることを示唆。				
1997(H9)	家伝法改正(伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等)。	ドイツで豚熱(CSF)発生。				
2000(H12)	口蹄疫(FMD)が宮崎県等で発生、 家伝法改正(わら等の動物検疫開始)。	台湾で牛でのFMD再発。				
2001(H13)	BSEが発生、 家伝法改正(特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等)。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。 スペイン、ドイツで豚熱発生。 EUにおけるBSE対策強化。				
2003(H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルペスが発生。	米国でBSE発生(後に非定型と確認)。				
2004(H16)	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正(手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等)。	ヒトでのHPAI(H5N1)感染が多数報告。				
2005(H17)	動物検疫探知犬を導入(成田国際空港に2頭)。					
2007(H19)	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	ジョージアでのアフリカ豚熱(ASF)発生確認(以降ユーラシア全域に拡大)。				
2010(H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。					
2011(H23)	家伝法改正(家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等)。 FMDについてWOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。				
2013(H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでの低病原性鳥インフルエンザ (H7N9)感染確認。				
2015(H27)	CSFについてWOAH清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。					
2016(H28)	農研機構動物衛生研究部門が牛疫のWOAHレファレンスラボラトリーに認定。					
2017(H29)	乳製品の動物検疫開始。					
2018(H30)	国内で26年ぶりとなるCSFが発生。	中国でアジア初となるASFが発生。				
2019(H31/R1)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。 飼養豚への豚熱ワクチンの予防的接種開始。	韓国でASFが発生。				
2020(R2)	家伝法改正(予防的殺処分の対象疾病にASF追加、家畜防疫官の権限等の強化等)。 豚熱についてWOAH清浄国のステータス消失。	HPAIが日本含む東西ユーラシアで大発生。				
2021(R3)		ASFが中米(ドミニカ共和国、ハイチ)に拡大。 HPAIが日本含む東西ユーラシアで 2 連続で大発生。				
2022(R4)	HPAIの発生で過去最大の殺処分羽数。	HPAIが米国・欧州でHPAIが夏季も続発し、オセアニアを除き世界的に拡大。				
2023(R5)	豚熱について、2018年の再発後九州で初めてとなる佐賀県で発生。	オセアニアを除き、世界的にHPAIが続発。				
2024(R6)		韓国釜山の野生いのししでASFが拡大。世界的にHPAIが続発。				
		·				

- 〇 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、 国際的な協力が不可欠であるという共通認識のもと、国際機関、G7の枠組み、獣医当局間および研究所間で 連携して活動を行っている。
- 〇 また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上 を強力に推進することにより、アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

- 国際獣疫事務局(WOAH)
 - GF-TADs (WOAHとFAOによる越境性動物疾病防疫のための世界的枠組み)の下で行われるアフリカ豚熱 (ASF)等の 越境性動物疾病の防疫対策
 - アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通 感染症対策、獣医組織能力等の強化及び維持
- 国際連合食糧農業機関 (FAO)
 - 危機管理センター (EMC) への専門家派遣及び活動支援
 - 牛疫ウイルスの適正管理・牛疫ワクチンの供給体制整備

G7の枠組みにおける協力

- **G7CVO(首席獣医官)フォーラム**
- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月
第5回	ASF、AMR及びHPAI	東京	2023年9月

日中韓の協力

- FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム
 - 2011年から、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた 情報交換を実施
- 越境性動物疾病への対応に関する協力
 - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の国際協力を実施
- 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化
 - 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物 の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名(2019年11月)

獣医研究所間の国際研究協力覚書(MOU)締結

- 農研機構 動物衛生研究部門(日本)
 - ⇔ロシア 2016年、2020年
 - ⇔ベトナム 2017年、2022年
 - ⇔モンゴル 2020年
 - ⇔台湾 2020年
 - ⇔韓国 2021年
 - ⇔ドイツ 2022年

